

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則及び期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則及び期末手当及び勤

勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の公安委員会の警察本部の項中

科学捜査研究所長	三種	を
運転免許試験場長	三種	
科学捜査研究所長	三種	に、
企画室長	四種	を
企画室長	四種	に、
人材育成室長	四種	
少年事件指導官	四種	を

少年事件指導官	四種	に、
サイバー犯罪対策室長	四種	に、
地域指導室長	四種	を
通信指令室長	四種	を
地域指導室長	四種	に、
交通反則通告センター所長	四種	を
交通反則通告センター所長	四種	に改める。
運転免許試験場長	四種	

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項中「首席参事官」の下に「、参事官(行政職給料表の適用を受ける職員に限る。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。